

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月1日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	日光市 (09206)
地域名 (地域内農業集落名)	落合地区 (檜原 板橋上組 板橋中組 板橋下組 板橋開拓 板橋西東組 板小、 下の内、下板橋開拓 手岡一、二番 手岡新生 岩崎上路 岩崎中路 岩崎宮の下 小倉宮前 小倉中丸上組上台 文挾町一、二、三分区 文 挾町四分区 小代下 小代中 小代上 明神下 明神中 明神上 明 神開拓 長畑島金 長畑田尻 長畑宮の下 長畑中居 長畑下組 長 畑中組 長畑遠入)

* 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域及び農林業センサスの農業集落名を記載

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	890.1ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	680.5ha
② 田の面積	634.4ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	255.7ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	69.3ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	80.2ha
(参考) 区域内における70歳以上の農業者の農地面積の合計	513.1ha
うち、後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) 遊休農地面積4.9ha（うち1号遊休農地4.9ha、2号遊休農地0ha）	

* ②及び③には、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載

* ④には、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載

(2) 地域農業の現状及び課題

(長畑、明神)

- ・後継者が少なく、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・地域のために農地を受け継いだが営農に不安を感じている農業者、加齢などによりやる気をなくしている農業者が出てきている。
- ・圃場整備が済み、作業効率が良くなった地域があるものの、未整備の農地が多く、圃場が小さく不整形である。作業条件が悪いため、農地集積の支障になっている。
- ・耕地整理のための地域の団結が弱い。
- ・未整備の不整形農地の多様な活用方法の検討も必要である。
- ・米からそばへの移行により、シカ、イノブタなどの獣による農作物被害が多くなった。

(小倉、小代)

- ・後継者未定の農業者の農地の受け手の確保が必要である。
- ・圃場整備が進み、集積も進んだ。水路の整備も行ったが、水量の減少が起これると生産に支障が生じる。
- ・シカ、イノシシ、タヌキなどの獣による農作物被害が多い。

(板橋、文挾町)

- ・未整備の農地も多く、圃場が小さく不整形である。農道が整備されていない地域もあり、作業条件が悪いため農地集積の支障になっている地域も多い。
- ・圃場整備が済んだ地域においても、整備区域の外や、多面的機能支払い交付金の活動範囲の外の山際が荒れ、イノシシ、竹の被害があり、個人での対応が困難である。また、強い草、外来種の草が繁殖し、草刈りが一番の課題である。
- ・獣による農作物被害も多く、山林に面した営農継続が困難である。

(岩崎、手岡)

- ・高齢化が進んでおり、多くの農業者が10年後に離農することが予想される。また、農地（特に畑地）の受け手がいない。
- ・獣害対策のための柵は設置されているが、獣による農作物等への食害が発生している。

(3) 地域における農業の将来の在り方

(長畑、明神)

- ・ 水稲を主要作物としつつ、既に生産が盛んなそばの特産化や、果樹などの新しい作物の栽培などに取り組み、農業所得の向上を図る。
- ・ A I 管理の導入などに取り組む。
- ・ 地域の認定農業者等の担い手が地域の農地利用を担うほか、入り作を希望する農業者や新規就農者の受け入れを促進することや、地域の中小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進めることにより、地域の農地全体における営農継続を図る。
- ・ 地産地消、景観の良い農村風景の維持に取り組む。

(小倉、小代)

- ・ 水稲を主要作物としつつ、ポンプによる揚水が必要な高台の農地のそば生産への転換、獣害を受けにくい里いもの増産などを行い、農業所得の向上を図る。
- ・ 地域の認定農業者等の担い手が地域の農地利用を担うほか、入り作を希望する農業者や新規就農者の受け入れを促進することや、地域の中小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進めることにより、地域の農地全体における営農継続を図る。

(板橋、文挾町)

- ・ 水稲を主要作物としつつ、高収益作物の導入等、農業所得の向上を図る。水が溜まる窪地の農地においては、水稲の生産を持続する。
- ・ 広い農地面積を要しなく、管理に労力を要する施設野菜の栽培については、地域の農地を保全する観点からは、土地利用型の作物栽培との平衡を保っていく。
- ・ 地域の認定農業者、集落営農組織が地域の農地利用を担う。また、地域の中小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。

(岩崎、手岡)

- ・ 水稲を主要作物としつつ、高収益作物の導入等、農業所得の向上を図る。
- ・ 水田からの転作のほか、畑地に対する手厚い補助を行政に求める。
- ・ 地域の認定農業者、集落営農組織が地域の農地利用を担うほか、入り作を希望する農業者や新規就農者の受け入れを促進することや、地域の中小規模農業者

のうち規模拡大志向農業者にも集積を進めることにより、地域の農地全体における営農継続を図る。

- ・地域の農業者、農地所有者、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員などが地域の情報を共有し、農地に関する情報発信を行う。行政にも耕作者不在の農地の受け手調整の協力を求める。

(地区共通)

- ・優良農地の確保を含めた地域の土地利用の在り方を検討し、農村集落の持続や将来にわたる地域の活性化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

(地区共通)

- ・農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率

48.3%

将来の目標とする集積率

49.0%

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

(地区共通)

- ・圃場整備を実施した区域を主として、担い手が利用する農地の団地の数の減少及び団地1つ当たりの面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集約化の取組

(長畑、明神)

- ・未整備の圃場が多く、借り手の障害となっているため、基盤整備等の条件整備を行うことにより、担い手を育成し、将来的に農地の集積を図る。

(小倉、小代)

- ・小規模農業者、兼業農業者などの多様な経営形態の農業者ができる限り営農を継続しつつ、将来的には、基盤整備の済んだ圃場を中心に積極的に担い手への集積・集約化を進めていく。

(板橋、文挾町、岩崎、手岡)

- ・基盤整備が進んだが、未整備の圃場が多く、借り手の障害となっているため、基盤整備などの条件整備を行うことにより、担い手を育成し、農地の集積を図る。基盤整備が進んだ地区は、担い手を中心に農地バンクを通じた集積・集約化を促進させる。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

(長畑、明神)

- ・地区内の農地所有者は原則として、農地中間管理機構に貸し付けを行うこととし、入り作を希望する農業者や新規就農者を受け入れる。

(小倉、小代)

- ・地区内の農地所有者は原則として、農地中間管理機構に貸し付けを行うこととし、新規就農者や入り作希望者の受け入れ環境・体制を整える。

(岩崎、手岡、板橋、文挾町)

- ・地域内で農地貸し付けの意向がある場合は、農地中間管理機構等を活用して地域内の農業者が優先して借り受ける。また、入り作を希望する農業者や新規就農者を受け入れ、将来的には担い手への農地集積を目指していく。

(3) 基盤整備事業への取組

(地区共通)

- ・ 圃場、水路等の整備が済んだ区域の農地については、優良農地として保全を図っていく。
- ・ 基盤整備に適した農地で、整備が未済の農地については、集落での平時の話し合いや情報交換などにより整備推進の機運が高まった区域から順次、取組に向けての検討を進めていく。検討にあたっては、費用負担面でより有利な整備事業の活用を視野に入れる。

(長畑、明神)

- ・ 第一に耕地の整理、第二に共用機械の大型化をすることにより能率を上げ、収量増加を目指す。

(岩崎、手岡)

- ・ 過去に整備を行ったものの壊れている水路などについては、再整備に向けて検討を進めていく。
- ・ 未整備地区の水路、堀などの維持管理をする人の減少、個人負担費用の増大などの課題を地域で共有し、補助制度の活用、地域の管理体制の構築などの解決策を模索していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

(地区共通)

- ・ 地域の中小規模の農業者が今後も経営を継続できる環境を整えていく。
- ・ 地域の農業者の経営安定・負担軽減のため、農業機械や施設の導入・更新の際は、共同購入・共同利用を視野に入れ、補助事業を活用する。

(小倉、小代)

- ・ 地域の農業者が組織化することによって集落営農を目指す。
- ・ 地域ぐるみの協力体制を構築し、地域で農地を守っていく体制を整えていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

(地区共通)

- ・集落での平時の話し合いや情報交換などにより、農作業の委託の機運が高まった区域から順次、取組に向けての検討を進めていく。

任意記載事項（地域の実情に応じた取組）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業
<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等	<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携
<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他		

【選択した上記の取組内容】

①（地区共通）

- ・市鳥獣対策担当課と連携し、侵入防止柵や罾の設置を行い、被害発生防止、捕獲体制の強化に取り組む。

(岩崎、手岡、板橋、文挾町)

- ・被害により営農継続が困難な農地については、緩衝帯としての利用を検討する。

②（小倉、小代）

- ・環境に配慮した有機・減農薬・減肥料による栽培知識、技術の習得を見据える。

③（長畑、明神）

- ・多様な作物の導入、農村景観の維持、機械の共同利用などに向けスマート農業の活用を検討していく。

(小倉、小代)

- ・費用対効果などの検証を踏まえ、スマート農業の導入を検討していく。

(文挾町、板橋)

- ・スマート農業の導入に先立ち、位置情報の受信ができない、機械作業と手作業との棲み分け整理が困難、導入費用が高額などの課題を検証していく。

⑦ (文挾町、板橋)

- ・電気柵の設置をするなど、農地の保全、管理の取組を強化する。あわせて柵を飛び越えるシカなどへの対応を検討する。

(岩崎、手岡)

- ・管理者のいない耕作放棄地の荒廃を防ぐ対策を検討していく。

⑩ (長畑、明神)

- ・農業利用が行われていない区域の活用

駅周辺、住宅街周辺などの農業利用が行われていない区域においても、国際観光都市「日光」の観光事業と農業をつなぐ区域として、四季折々の花々を咲かせるなどの各種取組を展開していく。

管理が行き届かない遊休農地が増加傾向にある区域においては、その活用方法を検討していく。

(岩崎、手岡)

- ・ビオトープの設置

環境保全のほか、ホタルの鑑賞会などの教育分野での活用なども進める。

- ・グリーンツーリズムの推進

都市部の人々に地域の魅力を伝え、農村地域を理解してもらうことで、地域に関わる人数を増やす。移住、就農などのきっかけづくりにもつなげる。

(地区共通)

- ・優良農地を確保した上で、地域が活性化する土地利用を検討していく。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和12年度)				
		経営作目 等	経営面積	作業受託 面積	経営作目 等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			別添のとおり				ha	ha	
			ha	ha		ha	ha		
計	経営体		ha	ha		ha	ha		

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図

(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）の活用

農用地所有者等数（人）	—	うち計画同意者数（人・%）	—
-------------	---	---------------	---

* 農業経営基盤強化促進法第22条の3の規定を活用する場合に記載

